

国民健康保険

問合せ 医療保険年金課 ▶ 加入・脱退の届け出、保険料の算定・納付…国保資格係 ☎(5273)4146、
▶ 保険料の納付相談…納付推進係 ☎(5273)4158 (いずれも本庁舎4階)



◆保険料を改定しました

医療費や後期高齢者医療制度への負担金・介護納付金等を基に保険料を毎年改定しています。令和6年度の保険料は下図のとおりです。

新宿区ホームページに、前年中の総所得金額等を基に保険料の概算を確認できる「国民健康保険料概算早見表」を掲載しています。

問合せ 医療保険年金課国保資格係

令和6年度の国民健康保険料の計算方法

医療分	支援金分	介護分	年間保険料
【均等割額】 4万9,100円 ×世帯の加入者数	【均等割額】 1万6,500円 ×世帯の加入者数	【均等割額】 1万6,500円×世帯の加入者のうち40歳以上65歳未満の方の人数	
【所得割額】 世帯加入者全員の算定基礎額(※) ×100分の8.69	【所得割額】 世帯加入者全員の算定基礎額(※) ×100分の2.80	【所得割額】 世帯の加入者のうち40歳以上65歳未満の方の算定基礎額(※)×100分の2.16	
賦課限度額65万円	賦課限度額24万円	賦課限度額17万円	

※前年中の総所得金額等から基礎控除額43万円(合計所得金額が2,400万円以下の場合)を差し引いた金額です。

◆国民健康保険料は必ず納めましょう

保険料は国民健康保険制度を支える大切な財源です。納期限までに納めてください。
※みずほ・三菱UFJ・三井住友・りそな・ゆうちょの各銀行の金融機関口座をお持ちの場合は、区役所本庁舎で本人確認書類・口座名義人ご本人のキャッシュカード(磁気付)と暗証番号で即日口座振替の登録ができます(一部利用できないカードあり)。口座振替は納め忘れがなく、便利です。

※スマートフォン決済アプリの請求書払いサービス(利用登録が必要)を活用して、電子マネーでも納付できます。ぜひご利用ください。

- 保険料を納めないと、次のような措置をとる場合があります
 - ▶ 高額療養費等保険給付の全部または一部を滞納保険料に充当
 - ▶ 限度額適用認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)の交付を制限
 - ▶ 法令に基づいて預貯金・給与・生命保険等の財産を差し押さえ
 - ▶ 納期限の翌日から納付日までの日数に応じた延滞金を加算
- ※ 特別な事情で、納期限までの納付が困難な場合は、お早めにご相談ください。毎月第4日曜日の休日納付相談もご利用ください。

問合せ 医療保険年金課 ▶ 納付方法…国保資格係、▶ 納付相談…納付推進係

◆保険料の納付

● 納入通知書をお送りします

令和6年度の納入通知書は、6月中旬に発送します。1年間の保険料は、6月納期～翌年3月納期の年10回払いです。

※ 令和6年1月2日以降に新宿区に転入した方へ6月に発送する納入通知書では、均等割額のみをお知らせします。その後、前住所地の住民税の課税内容から算定基礎額を計算し、所得割額を確定した上で、保険料の納入(変更)通知書を発送します。

問合せ 医療保険年金課国保資格係

◆国民健康保険の加入・脱退の届け出

● 国民健康保険・勤務先の健康保険は自動的に切り替わりません

退職等で勤務先の健康保険をやめたときや、国民健康保険に加入していた方が勤務先の健康保険に変わったときは、届け出が必要です。国民健康保険の資格は、「加入しなければならない日」から発生します。加入の手続きが遅れた場合でも、保険料はさかのぼって納めていただきます。会社等法人の事業所に勤務する方は、原則として、勤務先の健康保険に加入します。勤務先にご相談ください。

問合せ 医療保険年金課国保資格係

◆届け出は医療保険年金課・特別出張所へ

- 勤務先の健康保険等をやめて国民健康保険に加入するときは健康保険資格喪失証明書をお持ちください(扶養家族がいないときは離職票や退職証明書で代用可)
- 新たに勤務先の健康保険に加入し国民健康保険を脱退するときは、国民健康保険証と勤務先の新しい保険証をお持ちください
スマートフォン等による電子申請や郵送での手続きもできます。

問合せ 医療保険年金課国保資格係

◆令和6年度の住民税の申告を

保険料の算定基礎額は、住民税の課税内容に基づいて計算しています。令和6年1月1日に住民登録のあった区市町村で、住民税の申告をしてください。

※ 前年中に所得がなかった方も、申告をしてください。

※ 確定申告をした方は、住民税の申告は必要ありません。

問合せ 医療保険年金課国保資格係

◆保険料の軽減・減免制度

詳しくは、新宿区ホームページでご案内しています。

問合せ 医療保険年金課国保資格係

後期高齢者医療制度 令和6年度の保険料等の変更点・入院時負担軽減支援金

◆令和6年度の変更点

● 保険料計算に係る金額・所得割合等

変更点	改正前	改正後
保険料均等割額	4万6,400円	4万7,300円
所得割合	9.49%	9.67%
賦課限度額	66万円	80万円

※ 激変緩和措置により、一定の所得以下の方の令和6年度の所得割合は、8.78%となります。
※ 次の方は令和6年度に限り、賦課限度額が73万円となります。
▶ 昭和24年3月31日以前生まれ
▶ 障害の認定を受け、被保険者の資格がある

● 均等割額の軽減が適用される基準額

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、左下表のとおり変わります。

「被保険者全員と世帯主の総所得金額等を合計した額(★)」が下記に該当する世帯		軽減割合
改正前	改正後	
43万円+(年金または給与と所得者の合計数-1)×10万円以下	43万円+(年金または給与と所得者の合計数-1)×10万円以下	7割
43万円+(年金または給与と所得者の合計数-1)×10万円+(29万円×被保険者の数)以下	43万円+(年金または給与と所得者の合計数-1)×10万円+(29.5万円×被保険者の数)以下	5割
43万円+(年金または給与と所得者の合計数-1)×10万円+(53.5万円×被保険者の数)以下	43万円+(年金または給与と所得者の合計数-1)×10万円+(54.5万円×被保険者の数)以下	2割

※ 65歳以上(令和6年1月1日時点)の方の公的年金所得は、その所得からさらに15万円(高齢者特別控除額)を差し引いた額で判定します。
※ 世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は(★)の算定対象です。
※ 世帯の判定は毎年度4月1日時点(年度の途中に東京都で資格取得した方は資格取得時)で行います。
※ 年金または給与と所得者の合計数とは、同じ世帯にいる「公的年金等収入が65歳未満の方は60万円、65歳以上の方は125万円を超える」または「給与収入が55万円を超える」被保険者と世帯主の合計人数です(合計人数が2人以上の場合に適用)。

◆入院時負担軽減支援金の申請を

医療機関に年度内(4月1日～翌年3月31日)で通算して7日以上入院した場合、日数に応じて下記金額を支給します。

※ 介護施設への入所は対象外です。

※ 区の後期高齢者医療制度に加入した日以降の入院が対象です。
入院日数・支給金額 ▶ 7～60日…1万円、▶ 61～120日…2万円、▶ 121日以上…3万円(年度内限度額)

申込み 次の書類を区高齢者医療担当課高齢者医療係または特別出張所へ直接、お持ちください。郵送で申請を希望する方は、お問い合わせください。

▶ 入院日数が分かる病院等の領収書原本、▶ 入院した被保険者本人の後期高齢者医療被保険者証、▶ 入院した方の口座内容が分かる通帳等(入院していた方が亡くなった場合は相続人の口座内容が分かる通帳等と印鑑)、▶ 申請者の印鑑と本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証・介護保険被保険者証)

問合せ ▶ 保険料の変更点…東京都後期高齢者医療広域連合お問合せセンター ☎0570(086)519(土・日曜日、祝日を除く)、▶ 入院時負担軽減支援金…区高齢者医療担当課高齢者医療係(本庁舎4階) ☎(5273)4562